

青少年の家の廃止に伴う周辺公共施設の利用方法等説明会の実施状況等

(1) 概要

令和5年9月の条例改正により廃止等となる施設周辺の公共施設の利用方法等の一部見直しの検討状況について、説明会を実施しました。

説明会の開催については、広報よこすか7月号、市ホームページ及び当該施設での掲示により周知しました。

(2) 説明内容

青少年の家廃止後に利用いただきたい施設のうち、小学生を対象とした施設として、放課後子ども教室と放課後児童クラブについて、また、その他貸室等の利用者を対象とした施設として、コミュニティセンターをはじめとした周辺公共施設の利用について説明しました。

また、廃止を予定している青少年の家の近隣にある施設に、新たに居場所機能と軽運動用貸室の設置についての検討状況を説明するとともに、坂本青少年の家の廃止後の建物を坂本コミュニティセンターとして転用した際に設置を検討している部屋について説明しました。

(3) 参加状況等

施設名	日 時	参加人数	出席者
浦賀青少年の家	7月22日(土) 10時から	0人	放課後児童対策担当 田中担当課長、蛭田主査
鴨居青少年の家	7月22日(土) 14時から	11人	F M推進課 飯田課長補佐・長谷川主任
衣笠青少年の家	7月23日(日) 10時から	22人	放課後児童対策担当 田中担当課長・蛭田主査
久里浜青少年の家	7月23日(日) 14時から	13人	F M推進課 山中課長
追浜青少年の家	7月30日(日) 10時から	4人	放課後児童対策担当 田中課長、蛭田主査 F M推進課 石川課長補佐、飯田課長補佐
坂本青少年の家	7月30日(日) 14時から	9人	放課後児童対策担当 田中課長、蛭田主査 F M推進課 石川課長補佐、飯田課長補佐 地域コミュニティ支援課 村野課長・野村係長
合 計	延 6 回	59 人	